

文書指摘の内容

○社会福祉法人

番号	実施年月日	指摘内容	改善区分
会計処理等が不適切【10】			
1	R5.9.22	社会福祉事業活動内訳表（第二号第三様式）においてサービス区分間繰入金収益と費用が発生し、そのまま第一様式及び第二様式に計上されている。社会福祉法人会計基準に沿った内部取引消去が行われていないので、正しい取扱いを行うこと。	改善済
2	R5.9.22	国庫補助金等特別積立金明細書と貸借対照表に計上されている数値が相違している。早急に原因を究明の上、所轄庁に報告すること。	改善済
3	R5.9.22	法人本部拠点の器具及び備品について、「基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書」及び「固定資産台帳」と貸借対照表に計上されている数値が相違している。早急に原因を究明の上、所轄庁に報告すること。	改善済
4	R5.9.28	会計年度内に解消すべき拠点区分間貸付金（借入金）が貸借対照表に計上されていた。令和5年度決算までに解消すること。	改善中
5	R6.2.8	令和4年度の計算書類について、拠点区分として記載すべき内容がサービス区分で記載されていたり、勘定科目が計算書類ごとに定められた区分となっていない等、社会福祉法人会計基準に定められた様式で作成されていない。については会計基準省令及び関係通知を遵守し、適切な計算書類の作成を行うこと。	改善済
6	R6.2.8	令和4年度においてソフトウェアの購入を行い固定資産に組み入れているが、物品購入に係る稟議書や見積書等の契約関係書類が保存されておらず、契約取引が不透明なものとなっている。今後は厚生労働省通知や法人経理規程を遵守の上、厳正な契約事務処理を行うこと。	改善済
7	R5.9.12	施設の会計責任者、出納員の辞令はあるが、法人としての統括会計責任者、出納員の辞令を作成していない。 法人における管理運営体制を明確にするため、経理規程等に定めるところにより、会計責任者を理事長が任命することや、会計責任者又は理事長の任命する出納員に取引の遂行、資産の管理及び帳簿その他の証憑書類の保存等会計処理に関する事務を行わせることなど明確化すること。 併せて、統括会計責任者、出納員の辞令を作成すること。	改善済
8	R5.9.12	財産目録において、金額のみの記載であって、「場所、物量等、取得年度、使用目的、取得価格、減価償却累計等」が記載されていなかった。財産目録は、法人の全ての資産及び負債について、貸借対照科目、場所・物量等、取得年度、使用目的、取得価格、減価償却累計額、貸借対照表価格額を詳細に表示するために作成するものである。上記を記載した財産目録に変更し保管すること。	改善済
9	R6.1.31	経理規程（勘定科目説明としての別表1を含む。）について、厚生労働省会計基準省令及び厚生労働省通知に沿った内容となっていない箇所が散見される。また、経理規程細則を制定しているが、経理規程の内容と整合したものになっていない。については、厚生労働省通知や公表されているモデル経理規程等を参照して、適切な経理規程及び経理規程細則として整備しておくこと。	改善済
10	R6.1.17	法人単位貸借対照表の金額と財産目録の金額が一致していない。具体的には、資産合計及び差引純資産が、いずれも〇円相違している。法令に基づき適正に作成すること。	改善済
定款記載内容の不備【7】			
11	R5.10.19	法人定款第〇条において、「理事及び監事に対して報酬等は支給しない。」と規定しているが、理事〇〇に対して令和2年1月より役員報酬規程に則り、常勤役員・非常勤役員報酬額を決めて、〇万/月支払いをしていた。役員報酬規程を定め報酬を支払うのであれば、定款変更を行うこと。	改善済
12	R5.8.4	法人の老人介護支援センターの経営は、休止状態が続いている。事業再開の可能性がないならば、法人定款第〇条から削除すること。	改善済

番号	実施年月日	指摘内容	改善区分
13	R6.1.31	就労継続支援B型事業所を令和5年4月に開設しているが、この事業の用に供する不動産（法人所有）が基本財産に記載されていない。早急に定款変更手続きを行い、当該不動産を基本財産に追加すること。	未改善
14	R5.12.22	令和4年4月に開園した〇〇保育園について、公益事業の種類を追加する必要があるため、定款変更の認可を受けること。	未改善
15	R5.12.22	社会福祉事業の用に供する不動産は、当該事業実施に必要不可欠で、法人存立の基礎となるものであることから、基本財産として全ての物件を定款に定める必要がある。平成29年以降に取得した物件が定款に定められていないので、定款に定めた上で厳格に管理すること。また、令和2年2月に承認した基本財産処分について、当該物件が基本財産として定款に定められているので、定款変更の手続きをとること。	未改善
16	R6.1.9	社会福祉事業の用に供する不動産は、当該事業実施に必要不可欠で、法人存立の基礎となるものであることから、基本財産として全ての物件を定款に定める必要がある。令和4年度以降に取得した物件が定款に定められていないので、定款に定めた上で厳格に管理すること。	未改善
17	R5.11.14	老人介護支援センターの経営及び老人居宅介護等事業の経営は現在行われていないので、法人定款第〇条から削除すること。	改善済
評議員会の招集方法等が不適切【6】			
18	R6.2.8	評議員会の招集通知について、評議員会の開催日時及び場所の記載はあるが、理事会で決議すべき事項（評議員会の目的である事項（議題）、評議員会の目的である事項に係る議案）の記載がないものが見られる。今後は、評議員会の招集に係る必要事項を理事会で決議し、評議員会招集通知に記載すること。	改善済
19	R5.9.5	評議員会を招集する場合には、理事会の決議により定めなければならない事項（招集通知に記載しなければならない事項）が規定されているが、令和5年6月〇日開催の評議員会に先立つ同年6月〇日開催の理事会において、当該評議員会の開催日のみしか決議されておらず、開催場所、評議員会の目的である事項、評議員会の目的である事項に係る議案の概要等が決議されていない。ついで、今後は、理事会において必要な事項を決議した上で、評議員会を招集すること。	改善済
20	R5.10.27	評議員会の招集にあたっては、理事会において日時及び場所、議案等を決議する必要があるが、令和5年6月〇日開催の評議員会については、理事会（R5.6.〇）の決議が行われる前に開催通知（R5.5.〇付）を発出している。今後は、理事会において評議員会開催の日時及び場所の決議後に、評議員会の開催通知を発出すること。	改善済
21	R6.1.31	評議員会の招集通知について、評議員会の開催日時及び場所の記載はあるが、理事会で決議する事項（評議員会の目的である事項（議題）、評議員会の目的である事項に係る議案）の記載がないものが見られる。今後は、評議員会の招集に係る必要事項を理事会で決議し、評議員会招集通知に記載すること。	改善済
22	R6.1.9	評議員会について、6月〇日に開催されているが、資産の総額の変更登記を会計年度終了後3ヶ月以内を実施することが不可能である。ついては、適切な時期に開催すること。	改善済
23	R6.1.9	評議員会、理事会の招集通知について、書類が保管されていないため、招集通知日が確認できなかった。招集通知は、評議員会、理事会の1週間前までに発出するとともに、記録を適正に保管すること。	改善済
評議員・役員の選任手続等が不適切【4】			
24	R6.1.31	監事の選任において、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意が必要であるが、この監事の同意（同意書等）が確認できない。今後は、監事を選任する場合には、各監事から同意書（連名による同意書でも可）を徴収し保管すること。	改善済
25	R5.12.22	評議員の選定にあたり、事前に就任承諾書、履歴書、宣誓書を徴取すること。	改善済
26	R6.1.16	在任する評議員の人数（6名）が、定款で定めた理事の員数（6名）及び在任する理事の数（6名）を超えていない（同数以下）ので、法令及び定款に定める員数とすること。	改善済

番号	実施年月日	指摘内容	改善区分
27	R6. 2. 13	関係行政庁の職員が役員総数の5分の1を超えている。速やかに理事が評議員の総数を超えない範囲で関係行政庁以外の者を新規で2名以上選任するか、関係行政庁の職員のいずれかを関係行政庁以外の者に選任替えすること。	改善済
登記手続が不適切【4】			
28	R6. 2. 8	法人の登記事項について、変更登記の期限を過ぎているものが見られる。法人の代表権を有する者の登記は、変更が生じたときから2週間以内に、また、資産総額の変更登記は、毎事業年度の末日から3月以内（毎年度6月末まで）に行うこと。	改善済
29	R6. 1. 31	法人の代表権を有する者の登記が2週間以内にできていないので、今後は、変更が生じたときから2週間以内に行うこと。また、資産総額変更登記については、毎事業年度の末日から3か月以内（毎年度6月末まで）に行うこと。	改善済
30	R6. 1. 9	理事長の再任が行われた後の変更登記ができていないため、速やかに実施すること。	改善済
31	R6. 1. 9	資産の総額について、会計年度終了後の変更登記ができていないため、速やかに実施すること。	改善済
理事長の職務執行状況が未報告【3】			
32	R6.2.8	理事長の職務執行状況報告について、法人定款において「理事長は毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、理事会に報告しなければならない。」と規定しているが、令和5年3月開催の理事会の議事録の他に、報告した事実が確認できない。今後は、定款の規定に基づき報告を行うとともに、その内容を適正に議事録に記載すること。	改善済
33	R6.1.31	理事長及び業務執行理事が理事会に報告すべき「自己の職務の執行状況」が、法人定款の規定どおりに報告されていない。今後は、定款の規定に基づき、3箇月に1回以上、理事会に報告し、その内容を議事録に記載すること。	改善済
34	R6.1.9	理事長は毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならないが、令和4年度において議事録で報告が確認できなかった。については、定款の規定どおり、毎会計年度に2回以上報告すること。	改善済
評議員の評議員会欠席、役員の理事会欠席【3】			
35	R6.1.11	評議員会において、評議員14名のうち6名の欠席が見受けられた。評議員会は、法人の重要事項の決定を行う意思決定機関を担うことから、開催日、開催場所等について事前によく調整を行い、評議員が全員出席できるよう努めること。	改善済
36	R6.1.17	評議員会において、評議員7名のうち3名の欠席が見受けられた。評議員会は、法人の重要事項の決定を行う意思決定機関を担うことから、開催日、開催場所等について事前によく調整を行い、評議員が全員出席できるよう努めること。	改善済
37	R6.2.6	令和3年6月以降に開催された評議員会のその全部を欠席し、又は、連続して欠席している評議員が見受けられた。評議員の職務の重要性や議決機関である評議員会の役割の重要性に鑑み、評議員が適切に任務を遂行できるよう、評議員会の開催日時等の調整を行うこと。それでも欠席が継続するようなら、出席可能な人選を行うこと。	改善済
その他【14】			
38	R6.1.23	特定社会福祉法人は、経営組織のガバナンス強化を図るため、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要な体制(内部管理体制)の整備の決定を理事会で行うことが義務付けられている。当該内部管理体制についての理事会決定が未だなされていないとのことであったため、早急に検討の上、理事会決定を行うこと。併せて、内部管理体制に係る必要な規定の策定を行うこと。	改善中

番号	実施年月日	指摘内容	改善区分
39	R5.9.22	『社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手にふさわしい事業を確実、効率的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない(社会福祉法第24条)。しかしながら、法人運営において資金繰りに支障が出ており、また、不適切な会計処理も散見されるなど、健全な経営が確保されているとは言い難い状況である。特に、令和2年度以降に発覚した介護給付費等の不正請求事案については、法人運営に多大なダメージを与えており、不正を主導した者への損害賠償請求及び不正請求の全容解明等について、所轄庁としても再三にわたり法人に対して対応を求めてきたが、法人としてそれらに真剣に対応する姿勢が見られない。理事長をはじめとする役員、評議員及びその他関係職員で問題点を共有し、健全な経営の確保に向け、不正請求事案やその他懸案事項について速やかに対応し、その内容を所轄庁へ報告すること。』を前回監査に係る結果通知(令和5年3月)において指摘していた。今回、その状況を確認したところ、これらについて対応がなされていない。については、速やかに対応を行い、その内容を所轄庁へ報告すること。	改善済
40	R5.9.22	令和4年10月に基本財産の担保提供について県知事の承認を受けているが、基本財産の一部については承認を得ずに担保に供していた。当該基本財産について担保提供承認申請手続を行うこと。	改善済
41	R5.9.28	社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手にふさわしい事業を確実、効率的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない(社会福祉法第24条)。しかしながら、令和2年度、令和3年度及び令和4年度の事業活動計算書の経常増減差額が赤字となり、資金繰りにも支障が出ていると認められる。理事長をはじめとする役員、評議員及びその他関係職員で問題点を共有し、健全な経営の確保に向けた改善策を速やかに検討し、その内容を所轄庁へ報告すること。	改善中
42	R5.9.5	評議員会の議事録について、開催された評議員会の内容に関して記載すべき必要事項が規定されているが、そのうち、「議事録の作成に係る職務を行った者の氏名」が記載されていないので、今後は記載すること。	改善済
43	R5.8.4	固定資産の取得(不動産)について、取得の必要性、取得額の妥当性などを理事会において決議を得ずに審議することなく、一部の理事により購入を決めていた。理事は法令及び定款を遵守し、社会福祉法人のため忠実に職務を行わなければならない。法人運営に関する重要な事項等については、理事会で決定されなければならない。法人運営に関する重要な事項等については、理事会で決定されなければならない。理事長等にその権限を委任することはできない。今後は、法人運営に関する重要な事項及び理事の職務の執行の監督に必要な事項については理事会の決議により行うこと。	改善済
44	R5.11.16	役員及び評議員に対する報酬等の支給基準の変更に当たり、評議員会の承認を受けていない。については、当該基準の変更に当たっては、評議員会の承認を得ること。	改善済
45	R6.1.31	法人定款では、評議員及び役員(理事及び監事)に対する報酬は「無報酬」とされているが、法人の「役員職務・報酬規程」の内容は、定款及び実態と異なるので、定款に沿った内容に見直し、改めること。	改善済
46	R6.1.31	重要な役割を担う職員の選任は、理事会の決議により決定される必要があるが、〇〇の管理責任者の選任は理事会の決議を経ていない。今後、重要な役割を担う職員を選任する場合は、理事会の決議を経て選任すること。	改善済
47	R6.1.9	資金収支予算は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、理事会において理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て確定すると定めているが、令和5年度予算について理事会の同意を得たのは、令和5年5月〇日、評議員会の承認は同年5月〇日である。については、経理規程を遵守すること。	改善済
48	R6.1.9	補正予算の編成について、支出総額が予算より増加し、収入も予算より減少しているが、補正予算が編成されていない。年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合は、必要な収入及び支出について補正予算を編成し、適正な予算管理を行うこと。	改善済

番号	実施年月日	指摘内容	改善区分
49	R6.1.17	定款変更のため特別決議を要する評議員会において、評議員の3分の2以上の賛成を得ないまま決議されていた。については、特別決議を要する評議員会の評議員の出欠状況の厳正な確認を行った上で、その決議を行うこと。	改善済
50	R6.1.16	令和3年4月に社会福祉法人と株式会社との間で、医師の派遣等に関する請負基本契約書及び付帯個別契約書が締結され、付帯個別契約書には、変動分の請負金額として「半期毎の事業活動収支から各借入金返済等を除いた金額の〇%（税別）とする」ことが定められている。 社会福祉法人は、その評議員、理事、監事、職員その他の関係者に対し特別の利益を与えてはならないと定められており（社会福祉法第27条）、特別の利益を与えてはならない関係者の範囲として、当該社会福祉法人の理事の3親等内の親族も含まれている（社会福祉法施行令第13条の2第2号）。このため、社会福祉法人は、関係者（理事長の1親等の親族（子の配偶者））が代表取締役を務める事業者との取引に関して、根拠なく特定の関係者が優遇されていないこと、定款や経理規程等に定める手続を経て行われていること等関係者への特別の利益の供与ではないことについて、説明責任を負っている。 また、社会福祉法人審査基準の第一の2(6)には、公益事業において剰余金を生じたときは、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業に充てることが定められている。 については、当該契約が「特別の利益の供与」又は「剰余金の流出」に該当していないかとの観点から、契約内容の妥当性を法人として検証するとともに、必要に応じて、契約内容の見直しを行うこと。	未改善
51	R6.1.16	令和3年4月に社会福祉法人と株式会社との間で、請負基本契約書及び付帯個別契約書が締結され、業務で発生する費用負担が定められているが、社会福祉法人と株式会社の費用負担について、契約の定めに従っていないものや、費用負担に問題があるものが確認された。 については、指導監査で確認された事例を含め、費用負担が曖昧になっている経費等が他に存在していないかどうか精査するとともに、契約の条項に基づき法人が負担すべき経費等を整理し、必要に応じて見直しを行うこと。	未改善